○国土交通省告示第千二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道322号改築工事（八丁峠道路・福岡県嘉麻市大力字松岡地内から同県朝倉市秋月野鳥字屋敷裏地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県嘉麻市大力字松岡、字野鳥、字耳取及び字長坂地内

福岡県朝倉市秋月野鳥字新荒シ、字楮山及び字屋敷裏地内

２　使用の部分　福岡県嘉麻市大力字松岡、字野鳥及び字長坂並びに泉河内字カヤキリ、字坂谷及び字八丁地内

福岡県朝倉市秋月野鳥字大休、字新荒シ及び字楮山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県嘉麻市大力字松岡地内から朝倉市秋月野鳥字屋敷裏地内までの延長4.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道322号改築工事（八丁峠道路）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道322号改築工事（八丁峠道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路及び仮設迂回路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道322号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、田川市、嘉麻市、朝倉市、小郡市等を経由して久留米市に至る延長約90㎞の幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、嘉麻市と朝倉市との間の山地を横断しており、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が多数存在し、大雨による土砂災害や冬季の積雪及び路面凍結により通行止めとなるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、走行距離及び所要時間の短縮とともに、土砂災害等による通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年11月及び平成23年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及びツマグロキチョウ等が確認されている。クマタカ及びサシバについては、営巣地が計画路線から離れていること、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから、影響は小さいとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。オオタカ及びハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線は生息環境をトンネルで通過することなどから影響は小さいとされている。ツマグロキチョウについては、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、福岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案より西側のルート案及び東側のルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、トンネル及び橋梁の総延長が最も短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在していること、土砂災害等により通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、嘉麻市長を会長とする一般国道322号改修（トンネル）促進期成会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県嘉麻市役所及び朝倉市役所